

## 大山崎町行財政改善委員会第3回会議次第

日時：平成20年9月24日（水）

午後3時30分～

場所：大山崎町役場3階中会議室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議事録の確認等について

4. 議題

(1) 地域の住民活動等の現状について

(2) プレゼンテーション

5. その他

## 大山崎町行政改善委員会第1回会議及び第2回会議における論点について

### ◆論点1：行政と住民等との役割分担について

#### (第1回会議における委員発言（抜粋・要約）)

- ・行政側から「役割分担」を持ち出すことに違和感を覚える。
- ・住民側から自ら何が出来るのか、やりたいのか、ということを引き出された上でそれをどう行政と役割分担できるのか、ということをもとに考えるべき。
- ・住民は必要があればそれに迫られて自主的に活動するものである。
- ・役割分担については、現状を正しく把握する必要がある。
- ・行政が住民に何かをしてもらうためにどうするのか、ということではなく、住民から見て、よいまちをつくりたいという思いをどう公共に位置づけていくのかという議論をしていかないと単に行財政改革の中で「財政が厳しいから住民さんどうしてくれるの」といった議論になってしまう。
- ・今回の案件は本来、住民サイドで考えるべき問題ではないか。公共＝（イコール）行政という空気が蔓延している中、本当の意味での公共を考えることから始めるべきである。

#### (第2回会議における委員発言（抜粋・要約）)

- ・行政において役割分担を明確に意識していなくても広くとらえると役割分担の実態は存在するであろう。しかし、そこを行政が掴みきれていない。
- ・各団体についても別に役割分担を意識しているわけではない。自主的に活動されているので、その自発性は非常に重要である。
- ・実施主体は市民目線で自主的に活動しているものも含めないと役割分担の議論にならない。行政が見えている部分や施策として持っている部分だけが地域の公共と考えて役割分担をすると非常に視野が狭くなる。
- ・行政の役割というか、こんな行政であればと思うのは、何かをやりたいという時に適切にバックアップいただければと思う。
- ・現実的に動いていただける人材がどの程度存在するのかということを中心に、その上で役割や協働のあり方が議論されるべきである。それなしの議論は空論に過ぎない。その意味では、委員が言われた「マップ」について、人材や組織などの地域の中での現状、地域の資産や財産になるような芽の存在について確認したい。
- ・キーパーソンのエネルギーをいかに引き出すか、大山崎町民の住民力をいかに高めていくか、「公・共・私」の「共」としての下地を考えることにより、キーパーソンを発

掘できるのではないか。

- ・具体的な団体の存在が前提という、もうひとつ前の段階で共通して学習、議論できる場が必要ではないか。

#### ◆論点2：協働の仕組みづくりについて

##### (第1回会議における委員発言（抜粋・要約）)

- ・住民は必要があればそれに迫られて自主的に活動するものである。協働はその自主的な活動と行政の目的が一致しなければならない。
- ・住民の意思は基本であり、それがあって初めて協働は成り立つものである。
- ・行財政改革の財政的な議論から経費削減のための協働となりがちであるが、そうした議論からの協働なのか。それとも地域づくりの議論から出てきた協働なのか。それにより、この委員での議論も変わってくる。
- ・住民から見た行政への注文や自分たちが活動しやすい、住民として勇気や元気の出る、住民同士が力を合わせれば大きな力で勝手に動いていく仕組みづくりを目指したい。
- ・最近の行政職員は「勉強させて欲しい」とよく言うが、そうではなく「一緒にやろう」と言ってくれることが協働になると思う。
- ・自分が発揮できる自分らしさ、自分が生きていることもみんなに支えられているという原点、それは人権意識ではないか。協働を議論するうえでも、その視点は共有しておくべきである。
- ・一人ひとりの生き方、生きがいが尊重されない、誰かが息苦しい状態は協働とは言えない。
- ・住民サイドの議論として、役場の存在、役場はどうあるべきか、という点にも焦点を当てて、職員一人ひとりとどう協働できるのかまで考えていきたい。

##### (第2回会議における委員発言（抜粋・要約）)

- ・(地域の住民団体や自主的な活動の全てについて) どの市町村でも把握していない。把握できていなくて当然である。しかし、把握せずに協働事業を行うと、行政目線での行政にとって都合のよい協働事業となる。
- ・行政の役割というか、こんな行政であればと思うのは、何かをやりたいという時に適切にバックアップいただければと思う。
- ・現実的に動いていただける人材がどの程度存在するのかということを前提に、その上で役割や協働のあり方が議論されるべきである。それなしの議論は空論に過ぎない。その意味では、委員が言われた「マップ」について、人材や組織などの地域の中での現状、地域の資産や財産になるような芽の存在について確認したい。

- ・キーパーソンのエネルギーをいかに引き出すか、大山崎町民の住民力をいかに高めていくか、「公・共・私」の「共」としての下地を考えることにより、キーパーソンを発掘できるのではないか。
- ・具体的な団体の存在が前提という、もうひとつ前の段階で共通して学習、議論できる場が必要ではないか。

◆論点3：委員会の基本的な考え方について

(第1回会議における委員発言（抜粋・要約）)

- ・諮問事項に対する答申は今後のプラン再構築に際しての基礎資料として活用されるということであるが、その再構築は従来のプランの範囲を超える再構築も含まれる。
- ・行財政改革という少し狭いイメージがあるが、それよりももっと基本的なものとして捉えたい。
- ・この諮問事項は長期的な視野での諮問事項であると考えている。したがって、短期的に行政の財政的な改革に関わる議論は不可能である。

(第2回会議における委員発言（抜粋・要約）)

- ・行政側からの資料はあくまで行政サイドの資料であり、委員会の議論はその範囲を超える議論をしていただくことになる。

◆論点4：その他（個別項目に対する意見について）

(第2回会議における委員発言（抜粋・要約）)

- ・(保育所について) それは削っていくべきものとして町は考えているのか。この街で暮らしていきたいと思う若い人たちを増やしていくためにも、(保育所を)減らしていくのはどうかと思う。

## 「協働」の定義等について（他団体における事例）

### ◆京都府（京都府府民協働事例集より）

「協働」とは、複数の主体が共通の目的の達成のために、相互理解の下に協力して一つの事業を実施していくこと。

#### ※協働実現までのステップ

##### 1. 取り組みが始まるまで

###### <行政に求められること>

これから住民との協働を始めるにあたって、行政に求められることとしては、次の3つがあげられます。

- (1) 住民ニーズの把握
- (2) 地域が抱える問題に関しての情報の周知。
- (3) 住民が最初の一步踏み出すきっかけをつくる。（旗を揚げる。）

###### <住民に求められること>

一方、住民の方々に求められることは、日々の暮らしの中で芽生えた思い（「ほっとけない」や「何かやりたい」）を育てていってほしい、これにつけるのではないかと考えます。もっと言えば、行政が発信する情報などに耳を傾け、地域の現状や課題等に常に関心をもってほしいと考えます。

**自分の心の中の思いにふたをしない。**

##### 2. 取り組みが始まってから

###### <住民に求められること>

- (1) 行政に活動情報を送る。
- (2) 必要があれば行政に支援を求める。

###### <行政に求められること>

- (1) 住民の動向を把握する。
- (2) 住民の求めに向き合う。
- (3) 必要に応じた側面的な支援を行う。

#### ※よりよい協働を実現するためには？

##### 1. 協働のプロセスを考える。（結果だけでなく、プロセスを重視する。）

- (1) 事業のできるだけ早い段階（＝企画段階）から協働を始める。
- (2) 協働のための協議を重ねる（互いの思いのキャッチボール）。

協議の手順を大切にす。

(3) 多様な主体が参加するプロセスづくりを進める。

2. 協働の内容を考える。

(1) 協働の目的を共有する。(具体的な達成目標か、それともミッションか。)

(2) 協働は成果を目指す。(ふり返りや評価の実施と公表、フィードバックしての見直し)

(3) 透明性、公開性のある協働関係をつくる：情報公開、情報提供、情報共有

(4) 相互の立場の尊重と相互理解：「協働は対等の立場」の精神と相互の配慮が重要

(5) 協働は契約の精神で。(合理的な役割と責任分担。そのための明細な契約書)

※協働はキャッチボール

「協働」とキャッチボールは似たところが多く見られます。

1. 互いが向き合うことから始まる。
2. 球を止めずに相手に投げ続けることが重要。
3. 相手が捕れるような球を投げるのが肝心。
4. 終わった後は心地よいさわやかさ。

考えるよりもまずは始めましょう。

#### ◆向日市(向日市市民協働促進基本方針より)

「協働＝コラボレーション」とは、いきいきとした心の通った向日市のまちづくりを進めるため市民(個人・団体)や行政、企業などが「自分たちで向日市をいいまちにしていくなだ」という自覚を持ってお互いに協力していくこと

※協働を進めるための基本的な考え方

- (1) 情報を共有しましょう
- (2) 交流を進めましょう
- (3) 結びつきをコーディネートしましょう
- (4) 何でも相談できる窓口をつくりましょう

※向日市市民協働推進条例(平成19年12月21日公布)

(目的)

第1条 この条例は、市民協働の基本理念を定め、市民、市民公益活動団体、事業者(以下「市民等」という。)及び市の役割及び責務を明らかにするとともに、市民協

働を推進するために必要な事項を定め、市民等及び市が協力して公益の増進を図り、豊かで活力ある市民主体の地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民協働 市民等及び市が、「自分たちで向日市をいいまちにしていくんだ」という自覚を持ってお互いに協力していくことをいう。
- (2) 市民 本市に居住する者、本市で就業、就学など日常生活を営む者その他広く本市のまちづくりにかかわる者をいう。
- (3) 市民公益活動団体 組織的かつ継続的に市民公益活動を主たる目的とする団体であり、その活動が次のいずれにも該当しないものをいう。

ア～エ 略

- (4) 事業者 市内において営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいう。
- (5) 市民力 市民等が協働してまちづくりの諸課題の解決に取り組んでいく力をいう。

(基本理念)

第3条 市民等及び市は、豊かで活力ある地域社会の実現のため、それぞれの役割及び責務を理解し、対等な立場で市民協働のまちづくりの推進に努めるものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念に基づき、まちづくりに関する理解を深め、協働する意識を持つよう努めるとともに、市民協働及びまちづくりへの参加に努めるものとする。

(市民公益活動団体の役割)

第5条 市民公益活動団体は、基本理念に基づき、互いの活動を理解し、尊重し合いながら、市民協働及びまちづくりへの積極的な参加に努めるとともに、その活動が広く市民に理解されるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、地域社会の一員として、市民及び市民公益活動団体がまちづくりに果たす役割を理解するとともに、それぞれの活動に自発的に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第7条 市は、基本理念に基づき、市民協働の取り組みを支援する環境整備に努めるものとする。

2 市は、市民等の活動及び取り組みを認識し、尊重するとともに、ともに考え、取り組むことのできる職員の育成に努めるものとする。

#### ◆亀岡市（亀岡市まちづくり協働推進指針より）

「協働」とは、市民と行政が市民生活の満足度を高めるため、開かれたプロセスのもと、対等なパートナーシップで取り組み、互いに成長していくこと。

##### ※基本的な考え方

- 相互理解と相互尊重
- 開かれたプロセス
- 多様な意見の把握・反映
- 亀岡らしさの発揮

##### ※各主体の役割

###### [市民の役割]

- まちづくりへの主体的な参画と地域社会における信頼の構築

###### [行政の役割]

- 協働のまちづくりへの意識改革
- 協働推進の体制整備
- 市民活動支援の環境整備

#### ◆大阪府岸和田市（岸和田市自治基本条例より）

「協働」とは、市民、事業者及び市が、それぞれの責任と役割分担に基づき、互いの特性を尊重しながら協力しあうこと。

##### ※岸和田市自治基本条例（平成 16 年 12 月 10 日公布）

###### （目的）

**第 1 条** この条例は、岸和田市における自治の基本理念を明らかにし、市民及び事業者の権利及び責務並びに市長及び議会の権能及び責務を明確にするとともに、市政に関する基本的な事項を定めることにより、市民自治都市を実現し、市民福祉の向上を目指すことを目的とする。

###### （定義）

**第 2 条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）市民 市内に住み、働き、若しくは学ぶ人又は市内に事業所を置く次号に規定する事業者をいう。
- （2）事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- （3）参画 市の政策の立案、実施及び評価に至る過程に、責任を持って主体的に関与することをいう。

- (4) 協働 市民、事業者及び市が、それぞれの責任と役割分担に基づき、互いの特性を尊重しながら協力しあうことをいう。

(基本原則)

**第3条** 第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げることをこの条例の基本原則とする。

- (1) 市民、事業者及び市は、一人ひとりの人権を尊重すること。
- (2) 市民及び市は、互いに市政に関する情報を共有しあうこと。
- (3) 市民は、市政への参画の機会が保障されること。
- (4) 市民、事業者及び市は、協働してまちづくりを行うこと。
- (5) 市民の公益的活動は、自主性を基本とし、尊重されること。

(市民の権利)

**第4条** 市民は、自己の責任において的確に判断できるよう、市政に関する情報を知る権利及び市政に参画する権利を有する。

- 2 前項に規定する市民の権利は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重され、市民は、権利の行使に際しては不当に差別的な扱いを受けない。

(市民の責務)

**第5条** 市民は、相互に多様な価値観を認め合い、自らの発言と行動に責任を持ち、まちづくりに取り組むよう努める。

- 2 市民は、持続可能なまちづくりを進めるため、環境の保全に努める。
- 3 市民は、市政に関する認識を深め、市と協働して地域社会の発展に寄与するよう努める。

(事業者の権利)

**第6条** 事業者は、自己の責任において的確に判断できるよう、市政に関する情報を知る権利を有する。

- 2 前項に規定する事業者の権利は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重され、事業者は、権利の行使に際しては不当に差別的な扱いを受けない。

(事業者の責務)

**第7条** 事業者は、事業活動を行うに当たり、自然環境及び生活環境に配慮するよう努める。

- 2 事業者は、社会的な役割を自覚し、市民及び市と協働しながら地域との調和を図るよう努める。

(市長の責務)

**第11条** 市長は、市政の代表者として、毎年市政の基本方針を明らかにし、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

- 2 市長は、市民の意向を適正に判断し、市政の課題に対処したまちづくりを推進しなければならない。

3 市長は、人材の育成を図るとともに、職員を指揮監督し、その能力を評価し、適正に配置するよう努めなければならない。

(他の執行機関の責務)

**第12条** 市長を除く執行機関は、その職務に応じて、市長と同様の責務を負い、市長及び他の執行機関と協力して市政の運営に当たらなければならない。

(職員の責務)

**第13条** 職員は、市民本位の立場に立ち、公正かつ誠実で効率的にその職務を遂行しなければならない。

2 職員は、職務の遂行に当たっては、法令及び条例等を遵守しなければならない。

3 職員は、職務についての必要な知識や技術等の能力開発及び自己啓発を行うとともに、職務の遂行に当たっては、創意工夫に努めなければならない。

#### ◆神奈川県大和市（大和市自治基本条例より）

「協働」とは、市民、市議会及び執行機関が、自主性を尊重し対等な立場で相互に補完し、協力すること。

※大和市自治基本条例（平成16年10月7日公布）

大和市の市民、市議会及び市長は、これまでそれぞれの立場で理想を追求することで、地域社会の発展に努めてきました。

21世紀を迎えた今日、先人が積み重ねてきた歴史、培ってきた文化、守り育ててきたかけがえのない自然などの貴重な財産を次世代に引き継ぎ、多様で個性豊かな地域社会を実現していくためには、自治の担い手である私たち市民、市議会及び市長は、英知を結集し、役割を分担し、それぞれの責任を果たし、そして協力していかなければなりません。

そのために、日本国憲法で保障された地方自治の本旨にのっとり、市民とその信託を受けた市議会、市長との間で、将来にわたり共有すべき考え方や自治を実現していくための仕組みを自ら定めることが必要です。

「大きく和する」という願いをその名に込めた大和市では、市民一人ひとりが個人として尊重されること及び自らの意思と責任に基づいて自己決定することを自治の基本理念とし、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて努力を重ねていかなければなりません。

ここに私たちは、大和市における自治の基本理念を共有し、自治の更なる進展のために自治基本条例を制定します。

(目的)

**第1条** この条例は、前文に掲げた自治の基本理念(以下「自治の基本理念」という。)にのっとり、本市における自治の基本原則並びに市民の権利及び責務、市議会及び市

長の責務並びに行政運営の原則を定めることにより、自治の進展を図り、もって自立した地域社会を実現することを目的とする。

(最高規範性)

第2条 この条例は、市が定める最高規範であり、市は、他の条例等の制定及び改廃に当たっては、この条例の内容を尊重し、この条例に適合させなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの、事業を営むものの等をいう。
- (2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 市 住民、市議会及び執行機関によって構成され、市民に対して地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担う自治体をいう。
- (4) 協働 市民、市議会及び執行機関が、自主性を尊重し対等な立場で相互に補完し、協力することをいう。

(参加及び協働の原則)

第4条 市民、市議会及び執行機関は、自治を推進するため、それぞれの責務に基づいて参加し、協働することを原則とする。

(情報共有の原則)

第5条 市民、市議会及び執行機関は、情報を共有することを原則とする。

(法令の自主解釈)

第6条 市は、地方自治の本旨及び自治の基本理念にのっとり、自主的に法令の解釈及び運用を行うことを原則とする。

(財政自治の原則)

第7条 市は、自立した自治体運営を行うため、自らの判断と責任において、財源を確保し、使途を決定する財政自治を原則とする。

(対等及び協力の原則)

第8条 市は、自らの判断と責任において、国及び神奈川県と対等の立場で、協力することを原則とする。

(市民の権利)

第9条 市民は、個人として尊重され、快適な環境において安全で安心な生活を営む権利を有する。

- 2 市民は、執行機関が行う政策の形成、執行、評価及び政策の形成への反映(以下「政策形成等」という。)の過程に参加する権利を有する。
- 3 市民は、市議会及び執行機関が保有する情報を知る権利を有する。

4 市民は、執行機関が行う行政サービスを受けることができる。

(市民の責務)

第10条 市民は、自治の主体であることを自覚し、互いに尊重し、協力して、自治を推進する責務を有する。

2 市民は、政策形成等の過程に参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

3 市民は、行政サービスに伴う負担を分任しなければならない。

(子ども)

第11条 市は、子どもが健やかに育つ環境をつくる責務を有する。

(市長の責務)

第15条 市長は、この条例を遵守し、自治を推進しなければならない。

2 市長は、執行機関の政策形成等が、第2章に定める自治の基本原則に従い推進されるよう調整しなければならない。

3 市長は、効率的な行政運営に努めなければならない。

4 市長は、市職員の能力向上に努めなければならない。

(市職員の責務)

第16条 市職員は、市民全体のために働く者として、この条例を遵守し、誠実かつ公正に職務の遂行に努めなければならない。

2 市職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。

#### ◆神奈川県横浜市（協働推進の基本指針より）

「協働」とは、公的サービスを担う異なる主体が、地域課題や社会的な課題を解決するために、相乗効果をあげながら、新たな仕組みや事業を創りだしたり、取り組むこと。

#### ※協働とその原則

協働とは、『公的サービスを担う異なる主体が、地域課題や社会的な課題を解決するために、相乗効果をあげながら、新たな仕組みや事業を創りだしたり、取り組むこと』と考えます。

また、協働の取り組みは、以下の横浜コード\*）の原則に則って進めます。

- ① 対等の原則（市民活動と行政は対等の立場にたつこと）
- ② 自主性尊重の原則（市民活動が自主的に行われることを尊重すること）
- ③ 自立化の原則（市民活動が自立化する方向で協働を進めること）
- ④ 相互理解の原則（市民活動と行政がそれぞれの長所、短所や立場を理解し合うこと）
- ⑤ 目的共有の原則（協働に関して市民活動と行政がその活動の全体または一部について目的を共有すること）
- ⑥ 公開の原則（市民活動と行政の基本的事項と関係が公開されていること）

横浜コード＊) 「横浜市における市民活動との協働に関する基本方針」

(平成 11 年 3 月、横浜市市民活動推進検討委員会報告書において提唱)

#### ※協働にふさわしい領域

これまでは行政が、公共の領域のすべてにわたって、公平で均一的なサービスを提供してきました。しかし、現在の社会は、一定水準の基本的な行政サービスを提供する基盤の整備が終わり、地域や課題の特性等を十分踏まえながら、より多様なニーズにきめ細かく対応することが必要な時代となっています。

一方、公的なサービスの提供には、民間が主体となって行うもの、行政が主体となって行うもの、市民と行政が協力して行うものがあり、それぞれの領域は時代によって変化していくものです。(注 1)

そのため、協働にふさわしい領域としては、例えば以下のようなものが考えられますが、あらかじめ固定的に考えるものではなく、社会の変化や市民のニーズに合わせて、柔軟に考えていくべきものです。また、協働の場面は、様々な段階があり、行政の関与の仕方や程度も多様です。実験、検証を経ながら、協働にふさわしい領域を考えていく必要があります。(注 2)

[協働にふさわしい領域の例]

- ① 地域ごとのきめ細かい対応が必要な領域  
子育て支援、高齢者介護の支援など
- ② 地域社会との密接な連携が必要な領域  
防犯・防災、青少年の問題、ごみの減量化や省エネルギーなどの環境問題など
- ③ 専門性の高いサービスが求められる領域  
芸術・文化、DV (ドメスティックバイオレンス) ＊問題、人権の擁護など
- ④ 合意形成が必要な領域  
まちの環境を守るためのまちのルールづくり、都市計画マスタープラン地区プラン＊など

これらの領域を担っていく主体は、地域や課題の特性などに柔軟あるいは専門的に対応できる市民活動団体やNPO、地域組織及び地元企業などが適しており、行政との協働により、課題へのより効果的な対応が期待できます。

※注 1 横浜市が平成 14 年 12 月に策定した「横浜市中期政策プラン」においては、380 の全事業を、主体と手法で①民間主体型、②民間主体協働型、③行政主体協働型、④行政主体型に分類しています。

注 2 宗教活動、政治活動、選挙活動、公益を害するおそれのあるものの活動は、行政が協働する領域から除かれます。

## ※協働の主体

「民」の意欲と発想と実行力を活かして都市を発展させていくためには、市民、NPO、各種団体、商店、企業など、幅広い主体がそれぞれの特性を発揮していくことが必要です。また、様々な主体が協働を行うことで、単独では提供できなかった新しいサービスやきめ細かなサービスを提供することができます。地域課題の解決やサービスの提供には、問題意識を共有する地域の市民や団体・グループが取り組み、より広範な社会的課題についてはその課題を共有する市民や団体・グループが取り組むなど、幅広い主体が協働することが有効となります。そのため、横浜市との協働においても、様々な主体との協働が想定されます。

ただし、この指針では、協働事業の規模や継続性を考慮し、主として、公益的・社会貢献的活動を行う団体・グループ（ボランティア\*グループ、市民活動団体・NPO、公益法人、自治会・町内会、企業等）と横浜市が協働のパートナーとして進めていく場合を想定しています。

### ア ボランティアグループ・市民活動団体・NPO・公益法人との協働

ボランティアグループ・市民活動団体・NPO、財団法人\*・社会福祉法人\*などの公益法人は、様々な種類があります。地域に根付いたボランティアグループ、テーマによって結びついている市民活動団体・NPO、また、調査研究機能や市民活動への支援機能をもつ専門的な中間組織もあります。

これらの団体・グループは、社会の変化による新たな課題に対して、独創性・先駆性、専門性、柔軟性・機動性をもって対応できるという優れた特徴をもち、きめ細かいサービスを提供しています。一方、行政は、多数を対象とした公平性、画一性を重視した平均的・均質的なサービスを提供してきました。性格が異なる組織同士が協働を進めるためには、目的を共有し、お互いの組織の特性を理解し、特性を活かせるような協働が必要となります。

### イ 自治会・町内会を中心とした地域組織との協働

自治会・町内会は、今まで地域社会において様々な問題に対処したり、良好な環境を維持したり、地域の人々の親睦を図るなどの役割を果たしてきました。近年、防犯・防災、地域福祉、ごみの減量化などの、地域社会との密接な連携が必要な課題が、市民生活の高いニーズとなっております。これらは、主として、地域における継続性や総合性など、優れた特徴をもつ、自治会・町内会と連携して担っていくことが必要です。また、自治会・町内会は地域の中の市民活動団体と協力して地域課題に取り組んでいくことも大切です。

## ウ 企業との協働

民間企業は、それぞれの地域社会の中で「企業市民」として位置づけられ、共に公共を担う「市民としての役割と責任」があると考えられます。

実際に、企業は、社員ボランティア制度や資金助成等により市民活動を支援したり、企業の持つ文化・スポーツ施設や専門的技術力を地域社会に還元するなど、経営資源を活用した活動を展開しています。このような社会貢献的活動は、企業の社会的信頼を高め、企業が公共の担い手としての役割を拡大させていく可能性が大きいことをあらわしています。企業の社会貢献活動、公益的活動との協働は、今後積極的に進められる必要があります。

### ◆千葉県我孫子市（NPO との協働を実りあるものにより）

「協働」とは、性格（団体の目的、長所、短所など）の異なる主体が、対等な立場で、それぞれの長所を生かして、共通の目標に向けて協力すること。

#### ※NPO との協働を実りあるものにするための 7 つの原則

1. NPO との共通の目標を明確にすること
2. NPO の特性を理解すること
3. 市民参加や NPO への委託を協働のモデルだと思わないこと
4. 「金」を出したら「口」も出すこと
5. 協働の評価は第三者から受けること
6. 職員一人ひとりが市役所の代表であるという自覚を持つこと
7. 市民感覚を持った市役所になろう